

著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

要望事項	ライセンス契約におけるライセンシーの保護強化
要望の趣旨	ライセンス契約において、著作権等が第三者に譲渡された場合等のライセンシーの保護を強化する必要がある。
改正条項	新設
改正内容	ライセンス契約において、著作権等が第三者に譲渡されたり、著作権者が破産した場合、引き続き当該著作物等を利用することについて、ライセンシー側が、著作権等の譲受人や破産管財人に対して対抗できるよう措置する。
改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 契約により著作物等や特許の使用についてライセンスを取得した場合でも、権利者が破産したり、権利者が当該権利を第三者に譲渡すると、現行の法制度においては、ライセンシー側の保護は無いに等しく、取得したライセンスの行使が事実上不可能となる。 (2) 法改正の必要性 デジタルコンテンツにおいては、著作権等や特許をはじめとするさまざまな知的財産が内包されているため、そのうちの一つのライセンスでも実施できないとなれば、コンテンツ総体の流通が不可能となることから、ライセンス契約が権利者側の事情により左右されるようなことのない安定した契約環境の確立が、コンテンツ流通の基盤整備の一環として急務である。
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	
その他 (関係団体の名称等)	社団法人日本民間放送連盟
担当者氏名・役職 連絡先	情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 稲原 浩 03-5253-5739